

## 平成26年度における中部地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月3日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

### 第1 下請法の運用状況

#### 1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。これは、下請取引の性格から、下請法違反被疑事実があったとしても下請事業者からの情報提供が期待しにくいからである。

書面調査は、中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者5,023名（製造委託等<sup>(注1)</sup>3,673名、役務委託等<sup>(注2)</sup>1,350名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者33,034名（製造委託等25,864名、役務委託等7,170名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	中部	全国	中部
平成26年度		38,982	5,023	213,690	33,034
	製造委託等	25,935	3,673	152,504	25,864
	役務委託等	13,047	1,350	61,186	7,170
平成25年度		38,974	5,281	214,044	33,526
	製造委託等	26,217	4,015	148,332	26,157
	役務委託等	12,757	1,266	65,712	7,369
平成24年度		38,781	5,061	214,042	33,846
	製造委託等	23,656	3,437	146,267	26,021
	役務委託等	15,125	1,624	67,775	7,825

#### 2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

##### ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は647件（製造委託等510件、役務委託等137件）である。事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者又は下請事業者を対象に行った書面調査によるものが630件（製造委託等496件、役務委託等134件）、下請事業者等からの申告によるものが17件（製造委託等14件、役務委託等3件）である。

## イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は649件（製造委託等512件，役務委託等137件）である。このうち，641件（製造委託等505件，役務委託等136件）について措置を講じており，措置の内訳は，勧告が2件（全て製造委託等），指導が639件（製造委託等503件，役務委託等136件）である。勧告事件の概要は別紙1，主な指導事件の概要は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						勧告 <sup>(注)</sup>	指導 <sup>(注)</sup>	小計		
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	中部	630	17	0	647	2	639	641	8	649
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	中部	496	14	0	510	2	503	505	7	512
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	中部	134	3	0	137	0	136	136	1	137
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	中部	659	12	0	671	0	666	666	5	671
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	中部	463	7	0	470	0	468	468	2	470
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	中部	196	5	0	201	0	198	198	3	201
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	中部	744	8	1	753	4	746	750	19	769
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	中部	620	7	1	628	4	620	624	15	639
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	中部	124	1	0	125	0	126	126	4	130

※ 勧告又は指導を行った事件の中には，製造委託等及び役務提供委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが，本表においては，当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して，件数を計上している。

### (2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件を行為類型別に分けると，1件の事件で複数の行為類型に該当する違反行為があった事件があるため，違反行為の類型別件数の延べ合計（以下「違反行為件数」という。）は1,076件となる。このうち，製造委託等に係るものが865件，役務委託等に係るものが211件となっている。

イ 手続規定違反<sup>(注3)</sup>は565件で、違反行為件数1,076件の52.5%となっている。このうち、製造委託等に係るものは451件、役務委託等に係るものは114件となっている。

ウ 実体規定違反<sup>(注4)</sup>は511件で、違反行為件数1,076件の47.5%となっている。その内訳は、①下請代金の支払遅延が295件(57.7%。実体規定違反511件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが80件(15.7%)、③下請代金の減額が56件(11.0%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は414件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が226件(54.6%。製造委託等の実体規定違反414件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが66件(15.9%)、③下請代金の減額が48件(11.6%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は97件である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が69件(71.1%。役務委託等の実体規定違反97件に対する比率。以下同じ。)、②買ったたきが14件(14.4%)、③下請代金の減額が8件(8.2%)等となっている。

(注3) 下請法第3条に規定する「書面の交付義務」及び第5条に規定する「書類の作成・保存義務」の違反をいう。以下同じ。

(注4) 下請法第4条に規定する「受領拒否」、「支払遅延」、「減額」等の禁止行為の違反をいう。以下同じ。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	中部	520	45	565	5	295	56	2	80	7	7	38	18	3	0	511	1,076	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		中部	415	36	451	5	226	48	2	66	5	7	37	16	2	0	414	865
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		中部	105	9	114	0	69	8	0	14	2	0	1	2	1	0	97	211
平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375	
	中部	548	80	628	10	238	30	5	30	8	6	41	4	10	0	382	1,010	
	製造委託等	全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		中部	391	50	441	8	158	26	5	26	4	6	35	4	5	0	277	718
	役務委託等	全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		中部	157	30	187	2	80	4	0	4	4	0	6	0	5	0	105	292
平成24年度	全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029	
	中部	678	129	807	7	231	56	3	38	13	11	68	12	13	0	452	1,259	
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		中部	567	103	670	6	177	49	3	34	9	10	63	12	11	0	374	1,044
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		中部	111	26	137	1	54	7	0	4	4	1	5	0	2	0	78	215

※ 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

※ 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成26年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者19名から、下請事業者392名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億7630万円相当の原状回復が

行われた。

(注) 下表中の金額は1万円未満を切り捨てているため、総額と各表記載の額の合計額とは一致しない。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者は、下請事業者387名に対し、9176万円を返還した(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成26年度	全国	108名	2,253名
中部		16名	387名	9176万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	中部	15名	1,183名	2738万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	中部	18名	1,737名	8億8129万円

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は、下請事業者3名に対し、22万円の遅延利息を支払った(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成26年度	全国	91名	1,783名
中部		2名	3名	22万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	中部	3名	190名	593万円
平成24年度	全国	98名	2,887名	14億7296万円
	中部	2名	7名	71万円

ウ 返品事件においては、親事業者は、下請事業者2名に対し、8431万円の返品分を返還した(第6表参照)。

第6表 返品事件における利益提供分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額
	平成26年度	全国	3名	65名
中部		1名	2名	8431万円
平成25年度	全国	1名	2名	21万円
	中部	0名	0名	0万円
平成24年度	全国	6名	124名	1億6728万円
	中部	1名	1名	672万円

## 第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成26年度における中部事務所の状況は次のとおりである。

### 1 下請法等の普及・啓発

#### (1) 「下請法基礎講習会」の実施

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや、初心者向け講習を受けたいとの要望等を踏まえ、下請法の基礎的な内容の説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成26年度においては、中部事務所では、6会場（高岡市、小松市、土岐市、浜松市、刈谷市及び津市）で実施した。

#### (2) 「下請取引適正化推進講習会」の実施

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を実施している。

平成26年度においては、中部事務所管内では、当該講習会を6県7会場（うち公正取引委員会主催分4県4会場）で実施した。

#### (3) 事業者団体が実施する研修会等への講師派遣

下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を7回派遣するとともに、下請法等に関する資料の提供を行った。

### 2 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している（平成27年3月末時点における中部事務所管内の下請取引等改善協力委員は20名）。

平成26年度においては、下請取引等改善協力委員から、下請取引の現状等について意見聴取を行った。

### 3 下請法等に係る相談

中部事務所では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、平成26年度においては、955件（下請法892件、優越的地位の濫用規制63件）に対応した。

① 株森創に対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)森創
事業内容	ぱちんこ遊技機及び回胴式遊技機の部品の製造業等
下請取引の内容	ぱちんこ遊技機等の部品の製造, ぱちんこ遊技機等の部品の設計図の作成等
違反行為の概要（期間）	<p>【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 「顧客からの値引き要請を理由とする値引き」として, 下請代金の額から一定額を減じていた（平成25年5月～平成26年2月）。</p> <p>イ 「業績悪化を理由とする値引き」として, 下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年10月及び11月。）</p> <p>ウ 「仕入値引」として, 下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成24年3月～平成26年1月）。</p> <p>エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, 下請代金の額から自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を減じていた（平成24年3月～平成25年2月）。</p>
減額金額	下請事業者69名に対し, 総額4806万7400円 【勧告前に返還済み】

② 株ヒマラヤに対する件（平成26年6月27日）	
親事業者	(株)ヒマラヤ
事業内容	スポーツ用品等の小売業
下請取引の内容	スポーツ用品等の製造
違反行為の概要（期間）	<p>① 【下請代金の減額（第4条第1項第3号）】</p> <p>ア 自社の店頭小売価格の引下げを行った時点で店頭在庫として残っていた下請事業者の給付について, 「クリアランス値引き」として, 下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた（平成25年1月～3月）。</p> <p>イ 「オンライン利用料」として, 下請代金の額から一定額を減じていた（平成24年3月～平成25年11月）。</p> <p>ウ 下請事業者から受領した給付について, 複数の伝票に分けて消費税相当額を計算し, その際, 伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てていた（平成24年3月～平成26年1月）。</p> <p>エ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に, 自社が実際に金融機関へ支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた（平成24年4月～12月）。</p> <p>② 【返品（第4条第1項第4号）】</p> <p>下請事業者の給付を受領した後, 販売期間が終了したことを理由として, 在庫商品を下請事業者に取り寄せていた（平</p>

	成24年3月及び4月)。
①減額金額	①下請事業者45名に対し, 総額1969万5336円 【勧告前に返還済み】
②返品相当金額	②下請事業者2名に対し, 総額8389万601円 【勧告前に返還済み】

## 平成26年度における主な指導事件

## 1 受領拒否（第4条第1項第1号）

業種 <sup>(注)</sup>	違反行為の概要
繊維工業	衣類の生地を製造を下請事業者へ委託しているA社は、発注時に下請事業者へ交付している「発注書」記載の「納期」に下請事業者からの給付を受領しなかった。
繊維・衣服等卸売業	燃糸（ねんし）の製造を下請事業者へ委託しているB社は、発注時に下請事業者へ交付している「加工指図書」に記載した納期に下請事業者からの給付を受領しなかった。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

## 2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	違反行為の概要
業務用機械器具製造業	空調器制御盤の製造を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌月27日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長7日の支払遅延が生じることとなった。
その他の卸売業	宝飾品の製造・加工を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領してから60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月20日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っているため、受領した一部の製品の下請代金については、最長20日の支払遅延が生じることとなった。
学術研究、専門・技術サービス業	文書の翻訳を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

## 3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
各種商品小売業	プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者に対し、「基本リベート」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
その他の事業サービス業	小売業者等から請け負う店舗等の清掃、点検及び警備を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、「割戻金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
技術サービス業	ソフトウェアの設計開発を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、「調整値引き」として、一定額を下請代金の額から減じていた。

4 買ったとき（第4条第1項第5号）

業種	違反行為の概要
ゴム製品製造業	ゴム製品の製造を下請事業者に委託しているI社は、原材料価格が高騰したため下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。

5 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

業種	違反行為の概要
道路貨物運送業	運送業務を下請事業者に委託しているJ社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社が販売する食品を購入させていた。

6 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

業種	違反行為の概要
金属製品製造業	自動車部品の製造及びプレス加工を下請事業者に委託しているK社は、下請事業者の有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

7 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

業種	違反行為の概要
繊維工業	衣類の生地製造を下請事業者に委託しているL社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える（145日）手形を交付していた。
その他の卸売業	宝飾品の製造及び加工を下請事業者に委託しているM社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（150日）手形を交付していた。